

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づきこども・若者未来局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月19日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

#### (1) 事務局による監査手続

平成30年10月4日から平成31年3月17日まで

#### (2) 監査委員による監査実施日

平成31年3月18日

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

こども・若者未来局

#### (2) 対象年度

平成30年度。ただし、必要に応じて平成29年度以前分を対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課等
(1) 児童クラブ育成料の徴収に関する事務	こども・若者支援課
(2) 療育センター使用料の徴収に関する事務	緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、陽光園
(3) こどもセンターの管理運営に関する事務	こども・若者支援課(二本松こどもセンター、富士見こどもセンター、鶴園中和田こどもセンター)
(4) 保育園等の管理運営に関する事務	保育課(相原保育園、相模原保育園、東林保育園)

( 5 ) 賃金の支出に関する事務	こども・若者支援課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター
( 6 ) 委託料の支出に関する事務	保育課、児童相談所、陽光園
( 7 ) 扶助費の支出に関する事務	こども家庭課

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
( 1 ) 児童クラブ育成料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。
( 2 ) 療育センター使用料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。
( 3 ) こどもセンターの管理運営に関する事務	収納金の管理が適正に行われないリスク 施設の管理運営が適切に行われないリスク	ア 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。 イ 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
( 4 ) 保育園等の管理運営に関する事務	収納金の管理が適正に行われないリスク 施設の管理運営が適切に行われないリスク	ア 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。 イ 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。
( 5 ) 賃金の支出に関する事務	支出が適正に行われないリスク	ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

( 6 ) 委託料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
( 7 ) 扶助費の支出に関する事務	<p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 受給要件の確認は適切に行われているか。</p> <p>イ 支給金額は法令等に定められたものであるか。</p>

### 3 主な監査手続

監査基準第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、監査対象の各課等に次の方法を用いて調査を実施した。

#### ( 1 ) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

##### ア 児童クラブ育成料の徴収

児童クラブ入会申請書、減免申請書、収納状況一覧 等

##### イ 療育センター使用料の徴収

通所受給者証、利用契約書、調定書、実績管理表 等

##### ウ 賃金

支出負担行為兼支出命令書、勤務状況報告書、通勤届 等

##### エ 委託料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、支出命令書、報告書 等

##### オ 扶助費

支出負担行為書兼支出命令書、児童手当・特例給付認定請求書 等

#### ( 2 ) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

### (3) 現地調査

対象としたこどもセンター及び保育園に対し、次の事項について現地調査を実施した。

ア 収納金の管理状況 等

イ 施設の安全管理状況 等

### (4) ヒアリング

こども・若者政策課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター及び児童相談所の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

## 4 監査の結果

### (1) 指摘事項

児童相談所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市児童相談所設備定期点検等業務委託において、次のような事例が見られた。

ア 受注者は業務の一部を第三者に再委託していたが、契約書には発注者の書面による事前の承諾について記載されておらず、再委託された7件の業務について、市長名による書面での承諾が行われていなかった。

イ 昇降機の遠隔監視点検に係る報告書について、再委託先が点検を実施していたにもかかわらず、受注者が作成した報告書が提出されており、再委託先が作成した報告書の提出が確認できなかった。

ウ 受注者が実施した消防用設備等の点検結果に基づき市が消防署長に提出した定期点検に係る報告書について、点検実施責任者が所属する会社の名称を誤っていた。

委託業務の再委託に関しては、「入札・契約事務の適正執行について」(平成30年3月29日付け契約課長通知)において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の書面による事前の承諾を得る旨を条文に盛り込むよう、契約書の記載例が示されている。しかしながら、本契約書には再委託する場合の書面による事前の承諾について記載されておらず、更に事前の承諾が行われることなく再委託業務が実施されていたことは、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

また、点検業務は適正に行われていたものの、委託業務の報告書の作成主体や基本的な項目である点検実施会社名などに誤りが見られたことは、報告

書全体の信ぴょう性が疑われかねない。

今後は、契約事務の重要性を再認識し、業務の一部を再委託する場合の事前承諾を徹底するとともに、報告書類の記載内容等を十分に確認するなど、適正に契約事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

ア 中央子育て支援センターの療育センター使用料の徴収に関する事務を調査したところ、中央療育相談児童発達支援事業所の利用契約書において、契約期間の始期が契約締結日より前の日付になっていた。

今後は、契約書類の記載内容を十分に精査・確認するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

イ 児童相談所の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市児童相談所給食調理業務委託の契約において、次のような事例が見られた。

(ア) 仕様書等が、契約書と一体のものとしてつづられていなかった。

(イ) 仕様書では、受託者は業務計画書を速やかに提出して児童相談所の承認を受けなければならないとされているが、提出された業務計画書について承認に係る決裁処理を行っていたものの、受注者への業務計画書の承認に関する書面を確認することができなかった。

受注者との間で契約内容について疑義や紛争が生じた場合には、契約書や仕様書等が証拠となることから、改変等を防止するため契約書と仕様書等を一体のものとして管理するなどの適切な措置を講ずるとともに、受注者から提出を受けた書類の承認を行う場合には文書により通知するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

(3) こども・若者未来局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

## 5 意見

相模原市児童相談所設備定期点検等業務委託ほか2件の契約について確認したところ、いずれの契約についても、委託業務の遂行に当たり受注者とその労働者に対して指揮命令を行う請負契約として締結されたものであったが、発注者が労働者に対して指揮命令を行う労働者派遣であるかのような疑念を生じさせかねない「発注者は、受注者の業務遂行に必要な一切の事項を指示する」と

の記載が契約書に見られた。

形式上は請負・委託として契約を締結しているものの、発注者が労働者を指揮命令して就労させている場合を偽装請負といい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)等に抵触する行為とされている。このため、毎年度末に経営監理課長から各課・機関の長に対して発出される「業務委託における事務事業等の適正な執行について(通知)」においては、新年度契約に向けて業務委託の契約内容等を確認し、偽装請負が疑われる形態とならないよう注意喚起が行われているところである。

今後、業務委託契約を所管する各課においては、当該通知に添付された「業務委託における事務事業等の適正化の自主点検表」等を活用することにより、適切な契約事務の執行に努められたい。

### **第3 行政監査(重点調査項目)**

#### **1 監査の調査項目**

重点調査項目として「契約における業者選定(1者随意契約の場合)について」をテーマに定め、監査を行った。

#### **2 監査の目的**

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法第234条第2項において、「政令で定める場合に該当するとき限り」随意契約によることができると規定されている。

随意契約による契約の締結に当たっては、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

そこで、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また、効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

### 3 監査の対象及び監査実施課

委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りると規定されている、予定価格が10万円以下の契約については除外した。

対象となる契約があり、監査を実施した課は、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課、こども家庭課、緑子育て支援センター、児童相談所及び陽光園である。

### 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
業者選定が適正に行われないリスク	(1) 1者随意契約とする場合の理由は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。 (2) 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。 (3) 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

### 5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。



随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、契約書、仕様書、再委託の承諾に関する書類 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

## 6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課は「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)に基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書(以下「1者随契理由書」という。)及び随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

### 【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約方法 契約の種類	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負	250万円以下	超 公表
財産の買入れ	160万円以下	超 公表
物件の借入れ	80万円以下	超 公表
財産の売払い	50万円以下	超 公表
物件の貸付け	30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの	100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について(平成30年11月末現在)

ア 契約の状況

委託料に関する契約の状況は、表1のとおりである。

契約全体では、件数が328件、契約金額は合計11億1,972万円であった。随意契約は、件数が292件(89.0%)、契約金額は合計9億7,081万円(86.7%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは259件で、随意契約に占める割合は88.7パーセントであった。

なお、契約金額の最高額は「妊婦健康診査事務委託」の367,310,900円であった。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約259件のうち240件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。また、2件は一般社団法人相模原市ひとり親家庭福祉協議会との契約であるとの理由から同項第3号を、17件は機械警備等に係る委託契約であり競争入札に付することが不利と認められるとの理由から同項第6号を根拠としていた。

## ウ 契約継続年数

1者随意契約259件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする240件の同一の相手方との契約継続年数の状況は、表2のとおりである。5年以上継続して契約を締結していたものは188件(78.3%)であり、継続年数の最長は、「市立城山幼稚園給食用昇降機保守点検委託」の45年であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	0	0
指名競争入札	36	148,908,439
随意契約	292	970,816,476
見積合せ	33	12,988,998
1者随意契約	259	957,827,478
計	328	1,119,724,915

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
件数	28	24	30	128	30	240

## 7 監査の結果

今回の行政監査において、こども・若者未来局各課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行に特段の問題は見られなかった。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

## 第4 工事監査

### 1 監査対象工事等及び監査実施課

工事請負費及び需用費の施設修繕料のうち、執行額、工事内容等を考慮して選定した。

監査対象工事等	監査実施課
(1) 工事請負費に係る事務	
ア 橋本こどもセンター造成工事	こども・若者未来局こども・若者支援課 企画財政局財務部契約課 企画財政局財務部公共建築課 都市建設局技術監理課
イ 陽光園監視カメラ設置工事	こども・若者未来局陽光園 企画財政局財務部公共建築課
(2) 需用費の施設修繕料に係る事務	
ア 東林保育園外壁改修修繕	こども・若者未来局保育課 企画財政局財務部公共建築課
イ 相原保育園床修繕	
ウ 相武台保育園外部手摺等修繕	
エ 陽光園冷温水発生機分解整備修繕	こども・若者未来局陽光園 企画財政局財務部公共建築課

### 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 工事請負費に係る事務 (2) 需用費の施設修繕料に係る事務	不経済な支出が行われるリスク 施設の品質低下のリスク	ア 積算書の数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。 イ 契約の方法、手続及び時期は適切か。 ウ 設計図書どおり施工されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

### 3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

監査対象工事等が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

工事設計書、契約関係図書、財務関係図書、各種届出書、工事関係図書、完成図書、検査関係図書 等

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) ヒアリング

公共建築課及び技術監理課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 4 監査対象工事等の概要

#### (1) 工事請負費

##### ア 橋本こどもセンター造成工事

契約金額 18,576,000円

契約方法 一般競争入札

契約期間 平成30年2月26日から同年5月25日まで

工事内容 バasketコート、バレーコート、防球ネット及び樹木等既存施設撤去、造成並びに擁壁、雨水浸透施設等の新設

##### イ 陽光園監視カメラ設置工事

契約金額 1,242,000円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 平成30年5月25日から同年7月23日まで

工事内容 監視カメラの設置(入口及び裏門、計2台)

#### (2) 需用費の施設修繕料

##### ア 東林保育園外壁改修修繕

契約金額 20,255,400円

契約方法 指名競争入札

契約期間 平成30年5月11日から同年9月20日まで

工事内容 外壁のひび割れ及びモルタル浮きの補修並びに外壁等の塗装

イ 相原保育園床修繕

契約金額 1,998,000円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 平成30年4月20日から同年5月25日まで

工事内容 1階事務室及び2階乳児室の床の張替え

ウ 相武台保育園外部手摺等修繕

契約金額 1,728,000円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 平成30年4月27日から同年7月6日まで

工事内容 屋上手摺、屋外階段、スベリ台等の塗装

エ 陽光園冷温水発生機分解整備修繕

契約金額 5,659,200円

契約方法 指名競争入札

契約期間 平成30年4月17日から同年7月13日まで

工事内容 冷温水発生機3台分の分解整備(集積回路、部品交換など)

## 5 監査の結果

### (1) 注意事項

ア 公共建築課が工事担当課として実施した監査対象工事等6件に係る工事等関係図書(以下「工事図書」という。)を調査したところ、受注者から市に提出された工事図書には、作成され、又は提出された日付が記載されていない上に、専用受付印が押印されていないものが多数見られ、收受の手続が確認できなかった。

相模原市公文書管理規則(平成26年相模原市規則第27号)第6条では、「文書が市に到達したときは、速やかに收受の手続を行うものとする」と規定されており、相模原市公文書管理規程(平成13年相模原市訓令第9号)第5条において、文書主任等が公文書の余白に専用受付印を押印するものとされている。

専用受付印は、職務上取得した文書の受領年月日を明確化し、公文書と

して管理する上で必要なものであり、受注者から市へ提出された工事図書が公文書であることは言うまでもない。

今後は、公文書としての適正な収受の手続が行われるよう専用受付印の押印を徹底し、工事図書の管理を適切に行うよう注意する。

イ 公共建築課が工事担当課として実施した橋本こどもセンター造成工事について調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 簡易な変更に伴う工事打合せ書、直接工事費比較表等が、予算執行に係る工事関係図書(以下「工事原議」という。)とは別に保管されていた。

公共建築課、清掃施設課、学校施設課及び技術監理課で構成する「公共建築連絡協議会」が作成した「設計変更、契約変更の手続きフロー【建築用】」(平成28年4月1日)によると、図面の変更や工事費の増減を伴うが、設計変更には至らない簡易な変更についても、工事打合せ書などの工事図書を工事原議につづり保管することとされている。

今後は、簡易な変更に係る工事図書についても、工事原議と一体的に保管し、適切に管理を行うよう注意する。

(イ) 市から受注者に対し、工事打合せ書により盛土工の一部において地盤改良を中止する旨を通知していたが、設計上予定していた地盤改良を中止する理由が明確に記載されていなかった。

今後は、工事打合せ書等簡易な変更に係る工事図書の作成に当たっても、十分に説明責任を果たすことができるよう記載内容の明確化を図るなど、適切に事務を執行するよう注意する。

(2) こども若者・未来局におけるその他の工事等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。